# 川崎港コンテナターミナル利用要領

# 第1章 総則

(目的)

**第1条** この要領は、川崎港コンテナターミナル(以下「ターミナル」という。)を構成する軌道走行式荷役機械、事務所、荷さばき地、電気施設、駐車施設及びこれらに附帯する施設(以下、これらを「ターミナル施設」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 ターミナル施設を利用する者は、この要領に従い川崎市港湾施設条例及び川崎市港湾施設条 例施行規則(以下「規則」という。)並びに関係法令を遵守するとともに、ターミナル施設の安全 かつ効率的な利用を図り、ターミナル環境の保全に努めなければならない。

(取扱貨物)

**第3条** ターミナル内において取扱う貨物は、コンテナ貨物及び重量貨物とする。ただし、ターミナル施設の運営に支障のない範囲で、コンテナ貨物及び重量貨物以外の貨物(以下「一般貨物」という。)を取扱うことができる。

## 第2章 利用許可

(利用許可)

**第4条** ターミナル施設を利用しようとする者は、規則の定めるところにより申請書を指定管理者に 提出し、許可を受けなければならない。

# 第3章 荷さばき地

(蔵置場所)

- 第5条 係船岸壁背後の荷さばき地(コンテナの蔵置場所)の区分は、次のとおりとする。
  - (1) ドライコンテナ置場
  - (2) リーファーコンテナ置場
  - (3) タンクコンテナ置場
  - (4) 検疫ヤード
  - (5) 危険物ヤード
  - (6) 空コンテナ置場

## (区画利用)

第6条 荷さばき地の利用する区画については、指定管理者が指定するものとする。

### (コンテナの荷さばき)

第7条 コンテナの積上げは、実入りコンテナ、空コンテナとも原則として4段以内とする。

# 第4章 貨物の検査場所

## (検査場所)

**第8条** 税関及び検疫等の検査は、あらかじめ指定管理者が指定した場所で行うものとする。なお、 検疫ヤードの利用にあたっては、あらかじめ指定管理者へ連絡するものとする。

# 第5章 駐車施設及び事務所

#### (区画利用)

**第9条** 駐車施設及びシャーシー置場の利用する区画については、指定管理者が指定するものとする。 2 事務所の利用する区画及び面積については、指定管理者が指定するものとする。

# 第6章 行為の規制

### (メンテナンス)

第10条 ターミナル内で使用するコンテナ及び荷役機械等のメンテナンス作業は、原則としてメンテナンスショップ内で行わなければならない。

## (コンテナ洗浄)

- 第11条 コンテナの洗浄作業は、指定管理者が指定したコンテナ洗浄のための一時作業所(以下「コンテナ洗浄場」という。)で行わなければならない。
- 2 コンテナ洗浄場はコンテナを一時的に洗浄する場所であり、コンテナを蔵置してはならない。
- 3 洗浄予定のコンテナを一時置きする場合はコンテナ洗浄場面積の5割以内とし、コンテナの積上 げは3段以内とする。

## (荷さばき地)

- 第12条 港湾荷役で使用中以外のコンテナ又は指定管理者の許可を受けたもの以外は荷さばき地に 蔵置してはならない。
- 2 区画線や区画番号を指定管理者の許可なくターミナルに描いてはならない。

### (検疫ヤード)

第13条 検疫ヤードではコンテナを積上げてはならない。また、検疫以外のコンテナを蔵置や、検 疫に不必要な物を検疫ヤードに置いてはならない。

#### (コンテナ)

第14条 荷さばき地、メンテナンスショップ以外にコンテナを蔵置してはならない。

## (火気の使用)

第15条 原則として指定管理者が指定した場所以外で、火気を使用してはならない。

# (車両)

- 第16条 B ゲートは原則としてコンテナトレーラー以外の車両は進入してはならない。また、C ゲートには原則としてコンテナターミナル駐車場利用車以外は進入してはならない。
- 第17条 指定管理者が指定する場所以外に車両を駐車してはならない。
- 第18条 コンテナ検査を要しない車両であっても、コンテナの検査場所内の停止線では必ず一旦停車しなければならない。

# (歩行者)

第19条 歩行者は原則として歩行路以外を通行してはならない。

# 第7章 荷役作業

#### (荷役作業)

- **第20条** コンテナ船等から降ろしたコンテナは、速やかに所定のコンテナの蔵置場所に移送し、又は場外に搬出するものとする。
- 2 コンテナの蔵置場所から移送したコンテナは速やかに船積み又は搬出を行うものとする。

### (軌道走行式荷役機械の利用)

第21条 軌道走行式荷役機械の利用については、「川崎港コンテナターミナル軌道走行式荷役機械利 用基準」に定める。

## (コンテナの揚積)

**第22条** コンテナ貨物及び重量貨物の揚積荷役は、原則としてガントリークレーンを利用するものとする。

## (揚積荷役の順番)

第23条 ガントリークレーンの利用は、原則として船舶の接岸順とする。

# (コンテナの運搬)

**第24条** コンテナの運搬及び荷さばきは、原則としてトランスファークレーン、トラクター、シャーシー、リーチスタッカー、フォークリフト及びトップリフターによるものとする。

# 第8章 コンテナの検査

### (コンテナの検査)

- 第25条 コンテナの検査場所は、ゲート内とし、各車線に同時に進入できる車両の台数は1台とする。
- 2 コンテナを検査する者(以下「検査員」という。)は、前項が遵守されるように指導しなければならない。

# (運転者の義務)

- 第26条 コンテナ搬送車両の運転者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) コンテナの検査場所への進入は、検査員の合図によること。
  - (2) 検査の際はエンジンを止めて下車し、コンテナの検査に立ち会うこと。
  - (3) 検査終了後は、直ちに車両を移動すること。
  - (4) コンテナの検査場所ではいかなる場合でも車両を放置してはならない。

# 第9章 安全対策

#### (安全及び環境衛生)

**第27条** ターミナル施設の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、安全及び環境衛生の 確保に努めなければならない。

### (速度制限)

第28条 ターミナル内での車両の走行速度は、原則として時速20km以下とする。

### (構内走行規制)

第29条 車両は、構内走行規制図(別表1)を遵守しなければならない。

# 第10章 損害賠償及び事故処理

## (損害賠償)

**第30条** 利用者が、この要領に定める義務を履行せず、その他利用者の責によって、川崎市又は指定管理者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## (事故等の報告等)

- **第31条** 利用者は、事故等が発生したときは、安全の確保及び応急対策を講ずるとともに、ただちに指定管理者に電話等で連絡し、その指示に従わなければならない。
- 2 前項の規定に関わらず、事故等の発生が市の閉庁時の場合で、事故などが軽微なものであるときは、自らの責任において、安全の確保及び応急対策を講じ、翌開庁時に速やかに指定管理者へ連絡するものとする。
- 3 事故等発生後、遅滞なく指定管理者に対し事故等報告書(第 1 号様式)により報告するとともに、その処理について指示を受けるものとする。

# 第 11 章 その他

## (疑義その他)

**第32条** この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、指定管理者と利用者とが協議の うえ決定するものとする。

附則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。